

第5期須坂市障がい福祉計画

第1期須坂市障がい児福祉計画

計画期間

平成30年度～平成32年度

長野県須坂市

目次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画の趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 1
- 3 計画の期間 1

第2章 須坂市の現状

- 1 須坂市の人口 2
- 2 障害者手帳所有者の推移 2
- 3 障害サービス支援費の支出額 3

第3章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 1 第5期障がい福祉計画の成果目標 4
- 2 第1期障がい児福祉計画の成果目標 7

第4章 障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み（活動指標）

- 1 訪問系サービス 8
- 2 日中活動系サービス 9
- 3 居住系サービス 10
- 4 相談支援 10
- 5 障がい児支援 11

第5章 地域生活支援事業

- 1 地域生活支援事業の内容 12
- 2 実施に関する考え方と見込量及び見込量確保のための方策 . . . 13

資料編

- 須坂市第5期障がい福祉計画策定のためのアンケート結果 16
- 須坂市障害福祉計画策定等懇話会設置要綱 20
- 平成29年度 須坂市障害福祉計画策定等懇話会委員名簿 21

第1章 計画策定にあたって

1 計画の趣旨

須坂市では、平成22年にリハビリテーションとノーマライゼーションの理念を市民に定着させ、「障がいが重くても地域で当たり前の生活ができる社会を創る」こと、「みんなで助け合い地域で元気に暮らせる社会をめざして」を基本目標に、平成23年度から10年間に計画期間とする「第四次須坂市障がい者等長期行動計画」を策定し、共生社会の実現をめざしています。

そのため須坂市では、平成27年度から3年間に計画期間とする「第4期須坂市障がい福祉計画」を策定し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活事業の提供体制の確保に係る目標等を定めて施策を実施してまいりました。

この間、平成28年に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。）が改正され、新たなサービスにも対応した障がい福祉計画の策定と、障がい児福祉計画の策定が必要となりました。

これらの制度改正等を受け、これまで実施してきた施策の成果や課題を踏まえ、平成30年度から始まる「第5期須坂市障がい福祉計画・第1期須坂市障がい児福祉計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

この障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20の規定に基づき、国が示す自立支援給付等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して、須坂市が障害福祉サービス等の提供体制の確保その他業務の円滑な実施に関する計画です。

第四次須坂市障がい者等長期行動計画を基本として、課題に対応したサービス体制の整備をするため、丁寧な相談支援を基本とし、単に数字の増減にとらわれず必要な人に必要なサービスが提供できるよう努めていきます。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
障がい者計画	前期	第四次須坂市障がい者等長期行動計画（後期）					五次
障がい福祉計画	第4期			第5期			第6期
障がい児福祉計画				第1期			第2期

第2章 須坂市の現状

須坂市の人口は、減少傾向にあります。世帯数は増加傾向にあり、1世帯における人員が減少していることが伺えます。

障害者手帳の所有者は、身体障害者手帳、療育手帳は大きな変動はみられませんが、精神障害者保健福祉手帳の所有者数は年々増加しています。

障害福祉サービス費についても全体的に増傾向にあります。特に共同生活援助（グループホーム）、就労継続支援B型、放課後等デイサービスの支援費が増えている状況です。

1 須坂市の人口（毎年度4月1日現在）

	人口（人）	世帯数（世帯）
平成27年度	51,717	19,405
平成28年度	51,521	19,535
平成29年度	51,269	19,665

2 障害者手帳所有者の推移（毎年度4月1日現在・人）

（1）身体障害者手帳

年度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成27年度	497	291	478	588	174	115	2,143
平成28年度	499	289	466	590	178	112	2,134
平成29年度	498	283	448	585	172	114	2,100

（2）療育手帳

年度	A1	A2	B1	B2	計
平成27年度	115	10	107	128	360
平成28年度	113	10	106	137	366
平成29年度	121	10	115	148	394

（3）精神障害者保健福祉手帳

年度	1級	2級	3級	計
平成27年度	276	157	27	460
平成28年度	292	177	33	502
平成29年度	301	196	32	529

3 障害サービス支援費の支出額（円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
居宅介護支援	53,171,534	53,723,575	44,615,123
重度訪問介護支援	607,790	362,970	13,574
行動援護支援	11,374,503	10,081,650	6,824,310
同行援護支援	641,540	671,833	916,979
重度障害者等包括支援	0	0	0
療養介護支援	43,916,626	33,304,810	33,141,790
生活介護支援	231,292,431	236,499,519	239,515,933
短期入所事業支援	9,575,213	9,890,816	13,543,252
施設入所支援	74,305,175	72,704,616	71,621,984
共同生活援助等支援	55,120,428	67,404,818	75,876,457
自立訓練支援	8,130,431	11,489,392	16,983,886
就労移行支援	34,455,066	22,042,167	21,911,016
就労継続支援（A型）	16,772,484	26,403,358	34,153,115
就労継続支援（B型）	196,816,826	218,075,831	221,003,789
地域移行等支援	115,650	523,950	645,192
計画相談支援	9,457,330	12,230,195	11,368,383
児童発達等支援	115,780	728,623	1,153,305
保育所等訪問支援	26,964	82,371	106,302
放課後等デイサービス支援	10,345,966	17,008,971	22,920,172
障害児相談支援	1,164,644	2,602,477	1,929,853
移動支援	14,467,942	12,293,298	9,288,760
日中一時支援	531,420	1,206,000	1,565,700
日常生活用具給付	8,708,456	8,979,428	9,481,427

第3章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

1 第5期障がい福祉計画の成果目標

（1）施設入所者の地域生活への移行

①地域生活への移行者数

須坂市の計画	平成30年度から32年度末まで毎年度2名の地域移行を計画し、計6名の地域移行をめざします。
国の指針等	平成28年度末の施設入所者数の9%以上 （長野県 平成28年度末入所者数の11.8%）
基本となる数値	平成28年度末の施設入所者数 48人 $48人 \times 11.8\% = 5.6人$ 以上…毎年度2名とし、平成32年度末までに6名とする。

◆地域生活への移行数

	第3期	第4期 (平成30.1月現)	第5期 (計画)
移行者数	7人	0人	6人

②施設入所者の削減数

須坂市の計画	入所支援が必要な人に、適切なサービスが提供できるよう、入所定員は平成28年度と同数とします。
国の指針	平成28年度末の施設入所者数から2%以上削減
基本となる数値	平成28年度末の施設入所者数 48人

◆第4期計画期間中の実績（各年度末の施設入所者数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設入所者数	51人	48人	—

考え方

地域移行にあっては、毎年度2名の施設入所者の地域移行を目標としますが、入所支援が必要とする人に適切なサービスが提供できるよう、入所定員は平成28年度と同数としました。

(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

須坂市の計画	平成32年度末までに須高地域自立支援協議会を活用して協議の場の設置を検討します。
国の指針	①全ての圏域ごとの協議の場の設置 ②全ての市町村ごとの協議の場の設置

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム
…保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制

(3) 地域生活拠点等の整備

須坂市の計画	市単独で新たに地域生活拠点を整備するという方法ではなく、小布施町、高山村や須高地域自立支援協議会及び関係機関と連携をしながら、平成32年度末までに須高地域で面的な整備を検討します。
国の指針	各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

地域生活支援拠点
…障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域の実状に応じて整備すること。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

①福祉施設から一般就労へ移行した者の数

須坂市の計画	平成32年度中の一般就労への移行者数 14人
国の指針	一般就労者数を、平成28年度実績の1.5倍以上
基本となる数値	平成28年度実績9人 9人×1.5=13.5人…平成32年度に14人（平成28年度実績の1.5倍）の移行者をめざす。

◆第4期計画期間中の実績（各年度の一般就労移行者数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設入所者数	10人	9人	—

②就労移行支援事業利用者数

須坂市の計画	平成32年度末の就労移行支援事業利用者数 25人
国の指針等	就労移行支援利用者を、平成28年度末の2割以上増加 (長野県 平成28年度末の1.54倍)
基本となる数値	平成28年度末利用者16人 $16人 \times 1.54 = 24.64人$ …平成32年度に25人(平成28年度末の1.54倍)の利用者をめざす。

◆第4期計画期間中の実績(年度末の就労移行支援事業利用者数)

	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末
施設入所者数	13人	16人	—

③就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合

須坂市の計画	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上をめざします。
国の指針	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上
参考	平成29年4月現在の就労移行支援事業所数 3か所

2 第1期障がい児福祉計画の成果目標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

須坂市の計画	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターについては、既存の施設に働きかけを行い、平成32年度末までに設置を検討します。 保育所等訪問支援は利用できる体制を継続します。
国の指針	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

児童発達支援センター
 …施設の有する専門機能を活かし、地域の障がいのある児童や、そのご家族との相談、障がいのある児童を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置

須坂市の計画	既存の施設に働きかけを行い、平成32年度末までに設置を検討します。
国の指針	各市町村に少なくとも1か所設置

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置

須坂市の計画	平成32年度末までに須高地域自立支援協議会を活用して協議の場の設置を検討します。
国の指針	市町村において、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置

第4章 障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み(活動指標)

地域の課題解決及び成果目標を達成するために、必要となるサービス提供量の見込みについて設定をします。

サービス利用者及び提供量の設定については、現在の利用者数、利用実績、ニーズ等を勘案して設定しました。

1 訪問系サービス

(1) 訪問系サービスの概要

介護 給 付	居 宅 介 護	自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅の生活全般にわたる介護サービスを行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害があり常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援等を総合的に行います。
	同 行 援 護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する場合、外出時に同行し、情報の提供や外出する際の必要な援助を行います。
	行 動 援 護	知的障害又は精神障害により、行動が困難で常に介護の必要な人に、危険回避のための援護などを行います。
	重度障害者等 包 括 支 援	常に介護を必要とする人のなかで介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

(2) サービス見込量(1か月当たりの見込量)

		28年度実績	30年度	31年度	32年度
居 宅 介 護	利用時間	710時間	412時間	432時間	452時間
	利用者数	52人	56人	57人	58人
重度訪問介護	利用時間	6時間	190時間	190時間	190時間
	利用者数	3人	1人	1人	1人
同 行 援 護	利用時間	39時間	43時間	43時間	43時間
	利用者数	6人	6人	6人	6人
行 動 援 護	利用時間	128時間	130時間	130時間	130時間
	利用者数	5人	5人	5人	5人
重度障害者等 包 括 支 援	利用時間	0時間	0時間	0時間	0時間
	利用者数	0人	0人	0人	0人

2 日中活動系サービス

(1) 日中活動系サービスの概要

介護給付	生活介護	常に介護を必要とする人に、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行います。
	療養介護	病院などの施設で、おもに機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助を行います。
	短期入所	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を一定期間行います。
	就労移行支援	一般就労を希望する人に、必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用し一般就労をした人へ、相談を通じて生活面の課題や関係者との連絡調整等必要な支援を行います。

(2) サービス見込量（1か月当たりの見込量）

※人日分…月間の実利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

		28年度実績	30年度	31年度	32年度
生活介護	利用日数	2,020人日分	2,070人日分	2,070人日分	2,070人日分
	利用者数	125人	128人	128人	128人
自立訓練 (機能訓練)	利用日数	13人日分	28人日分	28人日分	28人日分
	利用者数	1人	2人	2人	2人
自立訓練 (生活訓練)	利用日数	120人日分	120人日分	120人日分	120人日分
	利用者数	9人	9人	9人	9人
就労移行支援	利用日数	210人日分	314人日分	336人日分	446人日分
	利用者数	14人	19人	20人	25人
就労継続支援 (A型)	利用日数	495人日分	567人日分	611人日分	655人日分
	利用者数	25人	29人	31人	33人
就労継続支援 (B型)	利用日数	2,528人日分	2,624人日分	2,668人日分	2,712人日分
	利用者数	191人	194人	196人	198人
就労定着支援	利用者数	—	4人	8人	15人
療養介護	利用者数	11人	11人	11人	11人
短期入所 (福祉型)	利用日数	149人日分	151人日分	151人日分	151人日分
	利用者数	23人	23人	23人	23人
短期入所 (医療型)	利用日数	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分
	利用者数	0人	0人	0人	0人

3 居住系サービス

(1) 居住系サービスの概要

共同生活援助	地域において自立した日常生活を営むうえで、支援が必要な人に共同生活の場において、家事や相談等、日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所し、主として夜間における、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言等必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	グループホーム等を出て一人暮らしを始めた人に、定期訪問により食事、公共料金の支払、通院等についての助言、連絡調整を行います。

(2) サービス見込量（1か月当たりの見込量）

		28年度実績	30年度	31年度	32年度
共同生活援助	利用者数	52人	55人	57人	59人
施設入所支援	利用者数	50人	48人	48人	48人
自立生活援助	利用者数	—	1人	1人	1人

4 相談支援

(1) 相談支援サービスの概要

計画相談支援	自立した生活に向け、課題の解決や適切なサービス利用にむけた相談、支援やサービス等利用計画の作成等を行います。
地域移行支援	施設に入所している人や精神科病院に入院している人が地域における生活に移行するために相談その他の必要な支援を行います。
地域定着支援	地域移行をした居宅で単身等で生活する人に、常時の連絡体制を確保し、相談その他必要な支援を行います。

(2) サービス見込量（1か月当たりの見込量）

		28年度実績	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	利用者数	66人	66人	66人	66人
地域移行支援	利用者数	1人	1人	1人	1人
地域定着支援	利用者数	1人	1人	1人	1人

5 障がい児支援

(1) 障がい児支援サービスの概要

児童発達支援	日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等、必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	放課後または休日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能等の支援を行います。

(2) サービス見込量（1か月当たりの見込量）

		28年度実績	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	利用日数	9人日分	8人日分	8人日分	8人日分
	利用者数	3人	4人	4人	4人
放課後等デイサービス	利用日数	265人日分	360人日分	360人日分	360人日分
	利用者数	56人	57人	57人	57人
保育所等訪問支援	利用日数	1人日分	1人日分	1人日分	1人日分
	利用者数	1人	1人	1人	1人
医療型児童発達支援	利用日数	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分
	利用者数	0人	0人	0人	0人
居宅訪問型児童発達支援	利用日数	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分
	利用者数	0人	0人	0人	0人
福祉型児童入所支援	利用者数	0人	0人	0人	0人
医療型児童入所支援	利用者数	3人	2人	2人	2人
障害児相談支援	利用者数	12人	13人	13人	13人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	配置人数	0人	0人	0人	0人

【見込量を確保するための方策】

障がいのある人の地域生活を支えるサービスとして必要不可欠であり、引き続き総合支援センター、相談支援事業所、須高地域自立支援協議会等と連携しながら提供体制の確保や必要な人に必要なサービスの提供ができる相談支援に努めます。

第5章 地域生活支援事業

須坂市では、障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や状況に応じた柔軟な事業を行う、地域生活支援事業を実施しています。

1 地域生活支援事業の内容

事業名	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。
相談事業	障がい者、障がい児の保護者又は介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に要する費用のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行規則第65条の10の2に定める費用の全部又は一部を補助します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制整備及び支援を行います。
意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業等、意思疎通を図ることに支障がある障がい者を支援します。
日常生活用具給付事業	自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
地域活動支援センター	障がいのある方が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
その他の事業	地域の実情に応じ、必要な事業を実施します。

2 実施に関する考え方と見込量及び見込量確保のための方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者の地域移行及び地域生活を支援するため、32年度までに実施をめざします。

見込量

種類	見込むもの	28年度実績	30年度	31年度	32年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	有

(2) 自発的活動支援事業

現在は利用実績がありませんが、当事者団体、地域住民が行う活動を支援するため事業を実施します。

見込量

種類	見込むもの	28年度実績	30年度	31年度	32年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	有	有	有

(3) 相談事業

須高3市町村が共同で、市内の相談支援事業所に相談事業を委託しています。基幹相談支援センターの設置については、関係者と検討をしていきます。

見込量

種類	見込むもの	28年度実績	30年度	31年度	32年度
相談事業					
障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所
	基幹相談支援センター設置の有無	無	無	無	有
相談支援強化事業	実施の有無	無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

市長が行う成年後見等の申立ての際、該当する人に費用の助成をします。

見込量

種類	見込むもの	28年度実績	30年度	31年度	32年度
成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数	0人	1人	1人	1人

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

関係機関と連携しながら、実施について検討していきます。

見込量

種類	見込むもの	28年度実績	30年度	31年度	32年度
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有

(6) 意思疎通支援事業

手話通訳者、要約筆記者の派遣を実施し、養成にも取り組んでいきます。手話通訳者設置事業は、引き続き福祉課に1名の手話通訳者を配置していく計画です。

見込量

種類	見込むもの	28年度実績	30年度	31年度	32年度
意思疎通支援事業					
手話通訳者等派遣事業	実利用見込み件数	93件	130件	130件	130件
手話通訳者設置事業	実設置見込み者数	1人	1人	1人	1人

(7) 日常生活用具給付事業

障がい者の日常生活を支援するため、日常生活用具の給付を実施します。

見込量

種類	見込むもの	28年度実績	30年度	31年度	32年度
日常生活用具給付事業					
介護・訓練支援用具	給付見込み件数	4件	4件	4件	4件
自立生活支援用具		4件	4件	4件	4件
在宅療養等支援用具		5件	5件	5件	5件
情報・意思疎通支援用具		3件	3件	3件	3件
排泄管理支援用具		919件	920件	920件	920件
居宅生活動作補助用具		1件	1件	1件	1件

(8) 手話奉仕員養成研修事業

市内の手話サークルに事業を委託して実施しています。引き続き事業を実施し、手話奉仕員の養成に取り組みます。

見込量

種類	見込むもの	28年度実績	30年度	31年度	32年度
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了見込み者数	10人	10人	10人	10人

(9) 移動支援事業

相談を基本に、引き続き事業を実施していきます。実施事業所の確保や質の高いサービス提供についても検討していきます。

見込量

種類	見込むもの	28年度実績	30年度	31年度	32年度
移動支援事業	実利用見込み者数	67人	65人	65人	65人
	延べ利用見込み時間数	4,925.5時間	5,000時間	5,000時間	5,000時間

(10) 地域活動支援センター

市内のNPO法人に運營業務を委託して実施しています。引き続き事業を実施し、地域活動支援センターでの活動が社会復帰のステップとなるような活動を促進します。

見込量

種類	見込むもの	28年度実績	30年度	31年度	32年度
地域活動支援センター	実施見込み箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所
	実利用見込み者数	7人	8人	8人	8人

資料編

■ 須坂市第5期障がい福祉計画策定のためのアンケート結果

1. 調査目的

計画を策定するにあたり、障がいのある方の生活の状況や環境、障害福祉サービスの利用意向などを把握し、計画策定に役立てることを目的に実施しました。

2. 調査対象者

平成29年9月30日現在 須坂市に住所があり、60歳未満の障害者手帳（身体・知的・精神）所有者1,101人のうち、220人を無作為抽出しました。

3. 回収率

42.3% （回答者数93人）

4. アンケートの結果（回答者により未回答項目があります）

【ご自身のことについて】

問1 このアンケートの記入者はどなたですか。

本人	62
同居の家族	29
別居の家族	1
そのほか	1
計	93

問2 あなたの年齢は。

0～17歳	9
18～19歳	0
20～29歳	21
30～39歳	19
40～49歳	23
50～59歳	20
計	92

問3 あなたが持っている手帳の種類・等級はなんですか。

(1) 身体障害者手帳 20人（3人は等級不明）

1級	2級	3級	4級	5級	6級
9	3	3	1	1	0

(2) 療育手帳 33人 (1人は等級不明)

A 1	A 2	B 1	B 2
15	0	10	7

(3) 精神障害者保健福祉手帳 41人 (身体障害者手帳との重複者1人)

1級	2級	3級
24	16	1

問4 今、生活している場所はどこですか。

自宅	81
グループホーム	7
入所施設	0
入院中	1
そのほか	1
計	90

問5 日常生活に支援が必要な場合、あなたを主に介助・介護しているのは、どなたですか。

父母	41	孫・孫の配偶者	0
祖父母	0	施設やグループホームの職員	4
配偶者	12	ホームヘルパー	1
兄弟・姉妹	3	そのほか	2
子・子の配偶者	2	介助等は受けていない	9

問6 主に支援（援助・介助・介護）をしている方の年齢はいくつですか。

40歳未満	3	60～69歳	17
40～49歳	11	70～79歳	12
50～59歳	15	80歳以上	2

問7 支援について、感じていることは何ですか。(複数回答可)

支援者自身の健康に不安がある	20	支援者が仕事に出られない	7
代わりに支援を頼める人がいない	16	支援者が外出や旅行に出かけられない	9
緊急時の対応に不安がある	22	支援者に休憩や息抜きの時間がない	7
身体的な負担が大きい	10	支援者が高齢であることに不安がある	18
精神的な負担が大きい	28	とくにない	22
経済的な負担が大きい	20	そのほか	1

問8 あなたは、今後どのように暮らしたいですか。

一人で暮らしたい	16
家族と一緒に暮らしたい	45
入所施設で暮らしたい	2
仲間と共同生活したい（グループホームなど）	10
そのほか	2
計	75

【生活への支援・障害福祉サービスについて】

問9 サービスを利用するときの心配はありますか。（複数回答可）

どんなサービスがあるのか、わからない	31
自分がどんなサービスを使えるのか、わからない	41
サービスを使うための方法がわからない	17
ほかのサービスに変えるにはどうしたらいいのか、わからない	5
そのほか	4
とくにない	34

問10 これから利用したいサービスはありますか。

①生活のためのサービス（複数回答可）

居宅介護	6	児童発達支援センター	5
ショートステイ	16	日常生活用具	5
生活介護	5	そのほか	10
自立訓練	12	とくにない	36
移動支援	15	わからない	0
放課後等デイサービス	10		

②働くため、活動するためのサービス（複数回答可）

就労移行支援	19	そのほか	11
就労継続支援	27	とくにない	33
地域活動支援センター	18	わからない	7
手話通訳・要約筆記	5		

③地域で住むためのサービス（複数回答可）

グループホーム	14
施設入所	7
そのほか	6
とくにない	39
わからない	12

【人権や財産を守ること・成年後見制度について】

問 11 この制度を知っていましたか。

知っていた	35
知らなかった	44
計	79

問 12 必要になったらこの制度を利用したいですか。

利用したい	31
利用したくない	11
わからない	37
計	79

問 13 今後、この制度を利用することになった場合、不安なことはありますか。(複数回答可)

費用のことが心配	34
どこに相談していいか、わからない	27
手続きが面倒そう	31
誰を成年後見人にしたらよいか、わからない	29
そのほか	12
とくにない	15

【相談のことについて】

問 14 何か心配事や困ったとき、家族・友人以外で相談する人はいますか。

いる	63
いない	30
計	93

※問 14 で「いる」と答えた方にうかがいます。

問 15 それは誰ですか。(複数回答可)

相談支援専門員、ケアプランナー	41	学校の先生	8
行政	23	地域(民生委員)	5
通所施設職員、ヘルパー	20	そのほか	12

問 16 今の相談体制に不安がありますか。(複数回答可)

近所に相談する場がない	13
どこに相談したらよいかわからない	19
相談の場は知っているが、そこまで行くのが大変	14
夜間や休日に相談する場がない	24
そのほか	13

須坂市障害福祉計画策定等懇話会設置要綱

(設置)

第1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定による須坂市障がい福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定による須坂市障がい児福祉計画（以下「福祉計画」という。）並びに障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定による須坂市障がい者等長期行動計画（以下「行動計画」という。）の策定及び見直しにあたり、広く市民の意見を反映させるため、須坂市障害福祉計画策定等懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(任務)

第2 懇話会の委員は、福祉計画の策定及び行動計画の見直しに関し、意見又は提言を述べるものとする。

(組織)

第3 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 障害者支援団体及び障害福祉サービス事業者等の関係者

(2) 学識経験者

(3) 公募による市民のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4 懇話会の委員の任期は、福祉計画の策定及び行動計画の見直しが終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5 懇話会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員が互選する。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、懇話会を初めて招集するときは、市長が招集する。

2 懇話会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7 懇話会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

平成29年度 須坂市障害福祉計画策定等懇話会委員名簿

◎会長 ○副会長

(敬称略・順不同)

1	須坂市社会福祉協議会会長	◎植木新一
2	須坂市身体障害者福祉協会理事長	○山岸厚
3	須坂市はげみ会会長	黒岩恵利子
4	須坂市手をつなぐ育成会会長	竹内智恵子
5	須坂市精神障害者家族会ときわ会会長	高橋雅恵
6	須高医師会会長	下鳥正博
7	すこう福祉会理事長	山崎照夫
8	夢工房福祉会理事長	松本善雄
9	障害者支援施設須坂悠生寮寮長	小林功
10	障害者支援施設さくらの杜育豊施設長	霜田晃廣
11	須坂市ボランティア連絡協議会会長	小林正孝
12	須坂市民生児童委員協議会障害福祉部会部会長	児玉弘道
13	須高地域総合支援センター所長	関谷真

平成29年度 須坂市障害福祉計画策定等懇話会開催経過

第1回 平成29年10月25日(水) 第4期須坂市障がい福祉計画の評価について ほか

第2回 平成29年11月22日(水) 障がい福祉計画策定のためのアンケート結果についてほか

第3回 平成29年12月27日(水) 障がい福祉計画(素案)について

第5期須坂市障がい福祉計画・第1期須坂市障がい児福祉計画

発行日 平成30年3月

事務局 須坂市役所健康福祉部福祉課障がい福祉係

〒382-8511

須坂市大字須坂 1528 番地の1 須坂市役所健康福祉部福祉課

電話 026-248-9003 FAX 026-248-7208

E-mail s-fukushi@city.suzaka.nagano.jp